総務委員会資料 令和5年1月12日 総務部総務課

第120号議案 品川区長の給与の特例に関する条例

1 条例制定の趣旨

区長が掲げる「区民とともに進める新しい品川区政」の実現に向け、選挙公約に基づき、 区長の給与を減額するため、条例を制定する。

2 条例の内容

具体的な引き下げ額について(令和5年1月現在の金額から2割減額とした場合)

	給料月額	地域手当(12%)	期末手当(3.50月)	退職手当
減額前	1,140,000円	136, 800 円	6, 360, 060 円	21,888,000円
減額後	912,000円	109, 440 円	5, 088, 048 円	17, 510, 400 円

3 施行期日

令和5年2月1日

4 その他

減額前にすでに支給された給与(令和4年12月分および令和5年1月分)については、 令和5年2月分および同年3月分の給与を4割減額とすることで調整するものとする。